長与町農業委員会会議録

令和２年７月２０日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和２年７月農業委員会総会

１．　日時　　令和２年７月２０日（月）　　９時３０分から１１時３０分

２．　場所　　長与町役場　４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　仮番号１　永田　好紀　　仮番号２　水谷　勉

第２　　第１号議案　会長の互選について

第３　　第２号議案　会長職務代理者の互選について

第４　　第３号議案　議席の決定について

第５　　第４号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任について

６．　長与町長　吉田　愼一

７．　農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、おはようございます。
本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
ただ今から、長与町農業委員会委員の辞令交付式を行います。
委員の皆さまにおかれましては、お名前を呼ばれましたら、随時、町長の前へお進みください。辞令を受け取られましたら、自席までお戻りください。
なお、お名前をお呼びする順番は、推薦及び募集の際の、受付の順にお呼びいたします。よろしくお願いいたします。

【町長より委員へ辞令を交付】

事務局　以上で辞令交付を終わります。
それでは引き続き、農業委員会の総会に移らせていただきます。
令和２年７月の長与町農業委員会総会を開催するにあたり、長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。
本日は、委員１２人中１２人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。
なお、現在、お名前の横に番号を置いておりますが、これは、委員の推薦及び募集の時の受付順の番号でございまして、仮番号となります。
本日の第３号議案　『議席の決定について』において、議席番号が決定するまで、この番号で進めて参りますので、よろしくお願いいたします。
それでははじめに、吉田町長よりご挨拶をいただきます。

町　長　皆さまおはようございます。平素は、長与町の農業行政にご尽力いただいておりますことに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。
今年の梅雨は大変な梅雨でございました。長与町の上空にも線状降水帯が発生しまして、特別警報が発令されました。長与川も水笠が増し、私も大変心配いたしました。幸い長与町は大きな災害はなく終わりましたけれども、他の地区では人災もございました。心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された方々に対しましても、心よりお見舞いを申し上げます。
また、新型コロナウイルスもやっと収まったかと思っておりましたが、最近になり、長崎市で陽性者が発生し、非常に厳しい状況でございます。特に長崎市は隣接する街ですので、長与町への影響が懸念されるところでございます。しかしながら、こういうことを機に、生活の仕方や働き方などを見直し、町としてしっかりと取り組んでいくことが大切かと思いますので、皆様方にはより一層のご支援を賜りたいと思う次第でございます。
本日は任期満了に伴い、新しい１２名の皆様を、新しい農業委員として任命させていただきました。皆様方におかれましては、大変な状況の中での役務と思います。特に長与町の場合は果樹栽培が中心ですけれども、果樹栽培は急傾斜地であるなど、難しい部分が多々ある

かと思います。どうか皆様方におかれましては、新しい農業のあり方に向け、様々な形でチャレンジ、改革をしていただき、長与町の農政を担っていただきますよう祈念申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局　ありがとうございました。
続きまして、本日は初回でございますので、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。簡単で結構でございます。
それでは、仮番号１番　永田委員からお願いいたします。

【委員、職員の自己紹介】

事務局　以上で、自己紹介を終わります。
次に、議案審議に入りますが、その前に、委員の皆さまにお伝えいたします。
農業委員会の総会は、農業委員会等に関する法律第３２条の規定により、議事録を作成し、これをインターネット等により公表しなければならない、となっております。
従いまして、発言をされる際は、議案の審議内容に沿ったご発言をいただきますようお願いいたします。
また、ご意見や質問などを行う際は、挙手をしていただき、議長の許可を得てから、委員番号、氏名を述べた後、発言をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。
議事の進行につきましては、本来は、会長が行いますが、本日の総会は、新しい委員での初めての総会でございます。
新体制での最初の総会は、農業委員会等に関する法律第２７条第１項の規定により、町長が招集する、となっておりますので、第１号議案において、会長が決定するまでの間、町長が仮議長として進行を行います。
それでは、吉田町長、よろしくお願いいたします。

仮議長　事務局の説明のとおり、新会長が決定するまで間、私の方で進行をいたします。
令和２年７月総会にあたり、長与町農業委員会総会規則第１８条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、仮番号１番　永田好紀委員、同じく仮番号２番　水谷勉委員を、指名いたします。
続いて、議案審議に入ります。
第１号議案、『会長の互選について』を議題といたします。互選の方法等について、事務局に説明を求めます。

事務局　第１号議案『会長の互選について』、ご説明いたします。
会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第５条第２項の規定により、委員の互選によって決定することとなっております。
方法としましては、立候補を申し出ていただき、「選挙」を行う方法と、出席委員に異議がなければ、委員のどなたかを推薦いただく、「指名推薦」の方法がございます。
まずは、どちらの方法で行うかを決めていただき、その方法に沿った順序で決定いたします。
以上です。

仮議長　ただ今、事務局より説明がありましたが、会長選出について、「選挙」と「指名推選」、どちらの方法がよろしいでしょうか。ご意見をお願いします。

仮５番　公正を保つために選挙で行ったほうがいいと思います。

仮議長　ただ今、「選挙で行う」という意見がありましたが、他にありませんか。
それでは、「選挙」による方法で行いたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

仮議長　異議なしということですので、「選挙」による方法といたします。
準備を行いますので、しばらくの間休憩といします。

（休憩）

仮議長　休憩を解き、会議を再開いたします。
まずは、立候補を募ります。会長に立候補する方は、挙手をお願いします。

【仮番号２番　水谷　勉　委員挙手】

仮議長　他にいらっしゃいませんか。

【他の立候補の挙手なし】

仮議長　他にいらっしゃらなければ、立候補者が、１名ということで、無投票での当選となります。
皆様よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

仮議長　それでは、仮番号２番、水谷　勉委員を、長与町農業委員会会長として、当選人といたします。
会長の決定により、ここからの進行につきましては、農業委員会等に関する法律第５条第３項の規定により、会長が会務を総理し、委員会を代表することとなっておりますので、新会長に引き継ぐことといたします。

事務局　吉田町長、ここまでの進行、ありがとうございました。
なお、吉田町長におかれましては、公務のためここで退席となります。

（町長退席）

事務局　ここで一旦、休憩をとります。

（休憩）

事務局　それでは、再開いたします。
まず、新会長となられました、水谷会長ご挨拶をお願いいたします。

会　長　　３年前に吉田町長から辞令をもらい、緊張の面持ちで就任したことをよく覚えております。その時に私が挨拶をしたのが、当時は農地法の３条４条５条といった許認可を農業委員会の主な仕事としておりました。しかし農業委員会の仕事はその許認可ばかりか、ということを、その時言った覚えがあります。毎年農地調査なども行っておりますし、これからの農業委員会の在り方、ということを話した記憶があります。その時の思いというのは、現在、人農地プランが２年前ぐらいから始まりましたが、やはり農地を守るというのが農業委員会の最大の仕事と思っています。農地を守るとは、人が農地を守るということです。農家の方や新規就農者が守るということです。農家が農地をどう使い計画をたててやるか、今まさに国の方針で人農地プランを打ち出して地区別の懇談会も行っていますが、農業委員は農家に対し、人農地プランを、つまり人と農地を結びつける努力をしていただければと思います。

今回、新規と継続の委員さんが半々でいらっしゃいます。ベテランの委員さんもいらっしゃるので、新規委員さんは早く慣れていただいて、皆さんとともに、実効のある農業委員として、辞令を受けた当初の目的を心に刻んで頑張っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　　ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、第２号議案　『会長職務代理者の互選について』を議題といたします。

互選の方法等について、事務局に説明を求めます。

事務局　　会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第５条第５項の規定によりまして、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは委員が互選した者がその職務を代理するとなっております。

従いまして、委員さんの間で、予め互選により、決定しておくことが適当と思われますので、議案として提出いたしました。

この職務代理者の互選につきましても、会長の互選と同様に、「選挙」による方法と、「指名推選」による方法とがありますのでよろしくお願いします。

議　長　　ただ今、事務局より説明がありましたが、互選の方法といたしまして、会長互選と同様、「選挙」と「指名推選」の２つの方法がありますが、どのようにいたしましようか。ご意見をお願いします。

仮５番　　５番柳原です。会長の指名推薦でいいと思います。

議　長　　他にご意見ございませんか。それでは、柳原委員が言われるように、会長による指名推薦ということで、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議　長　　それでは、意義なしということで、私の方から指名させていただきます。私としては、学識豊富で、長い期間を経験されています、仮番号１１番、渡邉委員に職務代理者をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。これに賛成の方は、挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　ありがとうございます。全員一致で、渡邉章三委員を職務代理者に決定することにいたします。
　ここで、渡邉委員より一言ご挨拶をお願いします。

仮１１番　　ただ今、会長から職務代理を仰せつかりました。会長指名ということでお受けしたいと思います。私は、今回で通算６回目となります。私の考えとしては、農業委員は町長から長与町の農業委員として任命を受けますので、担当の地区もそうですが、町内全体も見て回らないといけないと３年間やってきました。ですので、議案についてはほぼ１００％近く各地区を回ってきまして、そのことが農業委員としての地区の農地パトロールにもつながっているのではないかと思っています。これから会長とともに、農業委員会が行政に対し農業政策の提言をするような形ができれば思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。これからどうぞよろしくお願いいたします。
　次に、第３号議案『議席の決定について』を議題とします。
　議席につきましては、長与町農業委員会総会規則第５条により、会長が定めることとなっております。抽選による方法で決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

議　長　　異議なしということですので、仮番号１番から順に抽選という形でお願いします。これから抽選の準備をいたします。なお、会長の議席は１番、職務代理者は２番を先に決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局　　それでは、ただいまから仮番号順に議席番号のくじをひいていただきます。仮番号１番の永田委員から、順にくじを引いてください。

【抽選】

議　長　　委員皆さんがくじを引き終えました。議席番号が決まりましたので、その番号の議席に移動をお願いします。なお、例月の総会のときは、これに推進委員が加わり２０名で総会をおこないます。

事務局　　席のご移動ありがとうございました。この議席番号につきましては、本日より任期満了までの３年間、固定でございます。今後開催されます総会におきましても、この番号のところに、ご着席くださいますようお願いいたします。

議　長　　次に、第４号議案　『長与町農地利用最適化推進委員の選任について』を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書のＡ３の資料をお開きください。第４号議案　長与町農地利用最適化推進委員の選任について、ご説明いたします。
長与町農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第１７条の規定により、農業委員会が委嘱しなければならないとなっておりますので、今回議案として、提案するものであります。
募集の内容を少し説明いたします。
候補者を募る方法としまして、推薦及び募集を、農業委員皆様と同じように行いました。募集期間は、令和２年３月３日から令和２年３月３０日までの２８日間。募集人数は、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第３条において、推進委員の定数を８人と定めておりますので、町内を８つに地区割を行い、各地区から各１名の、計８名を募集いたしました
その募集の結果、８名の募集に対し、各地区より１名ずつ、計８名の推薦をいただきました。その内容を議案としてあげております。受付番号順に、お名前と地区名を申し上げます。

受付番号１（氏名）さん平木場地区。受付番号２（氏名）さん丸田地区。受付番号３（氏名）さん岡地区。受付番号４（氏名）さん斉藤地区。受付番号５（氏名）さん高田地区。受付番号６（氏名）さん三根吉無田まなび野地区。受付番号７（氏名）さん嬉里地区。受付番号８（氏名）さん本川内地区。以上８名でございます。なお、８名の方すべて、地域からの推薦でございます。

最適化推進委員がどのような役割を持つのか、について説明をいたします。Ａ４カラーの資料の１枚目をご覧ください。これは、農業委員会の主な役割をあげているものですが、この中の、二つ目の「農地等の利用の最適化に取り組みます。」、これが、農地利用最適化推進委員の主な役割でございまして、農業委員会等に関する法律第６条第２項に必須事務として謳われております。「農地利用の最適化」とは、主に三つの柱がありまして、担い手への農地利用の集約・集積化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進、でございます。

この取り組みは、農業委員の業務として、これまでも取り組んでいる内容ですが、取り組み体制をより強化するために、農業委員会の中に、「農地利用最適化推進委員」を置くことが義務づけられ、農業委員と推進委員が連携して、農地利用の最適化を進める役割を担っていただく、というものでございます。

以上、各地域より推薦された、８名の農地利用最適化推進委員の候補者につきまして、推進委員として決定していただきたく、ご提案いたします。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局が説明しましたとおり、農業委員のみなさんは町長が辞令を交付し、最適化推進委員は農業委員会が辞令を交付するという二段構えになっており複雑なものになっております。皆様方も、農業委員になるまで様々な道のりを経て委員になっております。地区の推薦をうけ、推薦の会を郷別や地区別にされて、それを町にあげ、町がこれを受付けて評価委員会に諮り、それを基に町長が指名をする。そして議会の議決を経て決定となる。ですので、昔の公選制より複雑であります。このように、農業委員は町長から辞令をもらい、推進委員は農業委員会からもらいますが、基本的に差はないと認識していただきたい。最適化推進委員は農業委員と同じ仕事を行っていきます。ただ、最適化推進委員には農地法の法律に関する議決権がありません。

そういうことで地区から上がっていますこの方々が最適なのかを農業委員さんの皆さんで議決していただくことになります。

それでは議案第４号　長与町農地利用最適化推進委員の選任について、ご意見並びに質疑等ございませんか。

【意見･質疑等なし】

議　長　　質疑が無いようですので、賛否をとりたいと思います。

議案第４号　長与町農地利用最適化推進委員の選任について、議案の８名の方の選任につ

いて決定することに、賛成の方の挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　全員一致で、この８名の方の農地利用最適化推進委員としての選任を決定いたします。

議　長　では次に、「その他」に入ります。
農業委員は、様々な他の審議会の委員になることがございます。これについて事務局より説明をお願いします。

【農業委員関連附属機関の委員・役員等の選出が行われた】

議　長　それでは、次回の総会について、事務局よりお願いします

事務局　次回の総会は、来週の月曜日、７月２７日の９時３０分から開催いたします。次回は、農業委員１２名と最適化推進委員８名の計２０名全員で行います。ご出席をよろしくお願いいたします。

議　長　これを持ちまして、長与町農業委員会７月総会を閉会します。